

2008 年 6 月 20 日

各 位

株式会社みずほ銀行

振り込め詐欺救済法への対応について

株式会社みずほ銀行（頭取：杉山清次）は、『振り込め詐欺救済法』（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）の施行（2008 年 6 月 21 日施行）に伴い、「振り込め詐欺資金返還コールセンター（以下、「センター」といいます）」にて、被害者からの被害金支払申請を受理し、被害金支払業務を開始します。

センターは、同法の公布にあわせ、2007 年 12 月 18 日（火）に設置し、被害者からのご相談をお受けしてまいりました。なお、法施行当日の 2008 年 6 月 21 日（土）及び 2008 年 6 月 22 日（日）は、銀行休業日にあたりますが、センターにて、被害者からの被害金支払申請等をお受けします。

また、来週以降、各営業店においても、以下の対応を実施し、被害者からの照会や支払申請に対し、被害者心情と被害者事情に配慮した丁寧かつ適切な対応に取り組んでまいります。

1. 『振り込め詐欺救済法対応責任者』の配置と円滑な被害金支払対応
2. 新たな被害情報に接した際の、犯罪利用預金口座に対する迅速な取引停止措置と被害金の確保

みずほ銀行は、今後とも、振り込め詐欺等の防止ならびに被害者救済に取り組んでまいります。

【センター概要】

（名称）	みずほ銀行振り込め詐欺資金返還コールセンター
（フリーダイヤル）	0 1 2 0 - 2 3 3 - 8 6 2
（受付時間）	月曜日～金曜日（除く祝日、振替休日、12/31、1/1～3） AM 9：00～PM 5：00

以上